

# 学 則

大 宮 開 成 高 等 学 校

# 大宮開成高等学校学則

## 第1章 総 則

- 第1条 本校は大宮開成高等学校と称する。
- 第2条 本校は埼玉県さいたま市大宮区堀の内町1丁目615番地に置く。
- 第3条 本校は教育基本法及び学校教育法に従い心身の発達に応じた高校普通教育に関する専門教育を施すことを目的とする。
- 第4条 本校は通常的全日制課程の普通課程を置く。

## 第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

- 第5条 本校の修業年限は3ケ年とする。
- 第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第7条 学年は次の学期に分ける。
- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から3月31日まで
- 第8条 休業日は次の通りとする。
- (1) 国民の祝日に関する法律第2条に規定する日
  - (2) 日曜日
  - (3) 学校創立記念日
  - (4) 埼玉県民の日
  - (5) 春季休業日 3月25日から4月6日まで
  - (6) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
  - (7) 秋季休業日 9月29日から10月5日まで
  - (8) 冬季休業日 12月23日から1月6日まで
- 2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他窮迫の事情のあるときは、臨時に授業を行わないことがある。
- 4 第1項(5)(6)(7)(8)の各号に定める休業日は、必要に応じて変更することができる。

## 第3章 教育課程及び授業時間数

- 第9条 本校の授業時間数は別表のとおりとする。教科以外の教育活動及び学校行事等を含むものとする。
- 第10条 本校の授業時間数は1年を通じて通常の課程にあつては1,015単位時間(1単位50分)以上、1,190単位時間以内とする。
- 第11条 単位修得の認定は生徒の出席状況と平素の成績により行う。
- 第12条 各学年終了はその学年に定められた所定の単位を修得しなければならない。

第13条 本校所定の課程を修了したと認められた者には卒業証書を授与する。

#### 第4章 収容人員及び職員組織

第14条 本校の生徒定員は通常の課程500（各学年）名とする。

普通科 500名

第15条 1. 本校には次の職員を置く。

- |      |      |       |       |    |       |    |
|------|------|-------|-------|----|-------|----|
| (1)  | 校長   | 1名    |       |    |       |    |
| (2)  | 教頭   | 1名    |       |    |       |    |
| (3)  | 主幹教諭 | 1名以上  |       |    |       |    |
| (4)  | 教諭   | 50名以上 |       |    |       |    |
| (5)  | 実習助手 | 2名以上  |       |    |       |    |
| (6)  | 養護教諭 | 1名    |       |    |       |    |
| (7)  | 司書職員 | 1名    |       |    |       |    |
| (8)  | 講師   | 25名以上 |       |    |       |    |
| (9)  | 事務職員 | 4名以上  |       |    |       |    |
| (10) | 技術職員 | 1名    |       |    |       |    |
| (11) | 用務員  | 1名    |       |    |       |    |
| (12) | 学校医  | 1名    | 学校歯科医 | 1名 | 学校薬剤師 | 1名 |

- 必要に応じて副校長を置くことができる。
- 必要に応じて副教頭を置くことができる。
- 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
- 副校長、教頭は校長を補佐し、校務を整理する。又校長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 教頭は副校長を補佐し、副校長に事故あるときは、その職務を代理する。又副校長の配置がない場合は校長を補佐し、校長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 副教頭は教頭を補佐し、教頭に事故あるときは、その職務を代理する。
- 職員の校務分掌は、校長が別に定める。
- 主幹教諭は校長、副校長および教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 主幹教諭は校長が別に定める校務分掌における教務部長とする。

#### 第5章 入学、休学、転学、退学

第16条 入学の時期は毎学年始めとする。転入学は校長が正当な理由と認め且つ欠員のある場合に限り許可することができる。

第17条 本校に入学を志願するものは、次の各号の一に該当する者でなければならない。

1. 中学を卒業した者又は該当年度卒業見込みの者
2. 外国に於いて学校教育に於ける9年の課程を修了した者

3. 文部大臣の指定した者

4. その他、本校に於いて中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。第2学年以上に入学を志願する者は相当年齢に達し前学年の修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第18条 入学志願者数が定員を超過した場合は入学選抜を行う。

第19条 入学志願者は本校で定める入学願書、並びに出身学校長の証明したる調査書に検定料を添えて、出身学校長を経て期日までに提出しなければならない。

第20条 入学は選抜選考に合格し必要な手続きを完了したものに学校長が許可する。

第21条 入学を許可された者の保護者は、保証人の連署した本校所定の誓約書を期日までに学校長に提出しなければならない。

前項保護者は、父母又は近親者で生徒を監督するに適当なものでなければならない。

第1項の保証人は、本県下に居住する独立の生計を営む成年者でなければならない。

保護者若しくは保証人を不適當と認められた時は改めさせる事が出来る。

保護者は本人、生徒又は保証人が転居又は氏名を変更した時は1週間以内にその旨を届けなければならない。

第22条 生徒が疾病その他、止むを得ない事情によって休学又は退学を希望する時は、保護者はその事由を具し保証人連署の上、願い出ることが出来る。

但し、疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

前項の休学は2ヶ月以上引き続き出席しないと時、願い出ることが出来る。

休学中の生徒が復学しようとする時は、その理由を記し保護者、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

但し、疾病による休学の者は、医師の診断書を添えなければならない。

第1項によって退学した者は、2年以内に再入学を願い出た時は在学当時の在学年以下の学年に入学を許可することがある。

第23条 生徒が止むを得ない事情によって転学しようとする時は、保護者はその理由を記し保証人と連署の上、校長に願いでなければならない。

欠員のある場合、他の高等学校から転学を希望するものに対して必要書類の提出を求め選考の結果、入学を許可する事ができる。

第24条 伝染病にかかり若しくは、そのおそれがある生徒に対して出席停止を命ずる事がある。

## 第6章 授業料及び入学金

第25条 本校の授業料、入学金及び選考料は、次の通りとする。

科	学年	入学金	施設費	授業料	施設設備維持費	入学検定料	延期手数料
普通	1	210,000	150,000	360,000	102,000	22,000	5,000
	2			360,000	102,000		
	3			360,000	102,000		

第26条 授業料は所定の金額を毎月本校の定めた日に納入するものとする。月の途中に於いて入学、休学、退学の場合はその月分の授業料は納入しなければならない。

休学中の生徒の授業料は免除することが出来る。

第27条 校長は正当な理由なくして長期にわたり授業料を滞納した生徒を出席停止又は除籍することが出来る。

## 第7章 賞 罰

第28条 学業、人物その他が優秀であつて、他の生徒の模範となる者に対してこれを表彰することがある。

第29条 教育上必要あるときは、生徒に懲戒処分を行うことがある。処分は校長訓戒、謹慎、停学、退学とする。前項による退学は次の各号に該当するものに限って行う。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められるもの。
2. 学業を怠り又は学力劣等で成業の見込みがないと認められるもの。
3. 正当の理由なく出席常でないもの。
4. 学校の秩序を乱して、その他本校生徒としての本分に反したものの。

## 第8章 雑 則

第30条 この学則実施に必要な細則は校長が別に定める。

2. 単位修得及び卒業の認定並びに教科科目の成績評価に関する規程については別冊教務内規として定める。（別冊参照）

※通常の全日制課程の家庭課程を家政課程に変更（昭和63年4月1日から施行）

付則 この学則は昭和41年4月1日から施行する。

この学則は平成2年4月1日から施行する。

この学則は平成3年10月1日から施行する。

この学則は平成5年4月1日から施行する。

この学則は平成6年4月1日から施行する。

この学則は平成9年4月1日から施行する。

この学則は平成10年4月1日から施行する。

この学則は平成11年4月1日から施行する。生徒定員については、第14条の規程にかかわらず平成11年度から平成12年度の間、次の表の通りとする。

学年	年度	11年度	12年度
1 学年	普通科	340	340
	商業科	160	160
	家政科	50	50
2 学年	普通科	250	340
	商業科	250	160
	家政科	50	50
3 学年	普通科	250	250
	商業科	250	250
	家政科	50	50
合計		1,650	1,650

この学則は平成13年4月1日から施行する。生徒定員については、第14条の規定にかかわらず平成13年度から平成14年度の間、次の表の通りとする。

学年	年度	13年度	14年度
1 学年	普通科	500	500
	商業科	0	0
	家政科	50	50
2 学年	普通科	340	500
	商業科	160	0
	家政科	50	50
3 学年	普通科	340	340
	商業科	160	160
	家政科	50	50
合計		1,650	1,650

この学則は平成15年4月1日から施行する。

この学則は平成16年4月1日から施行する。

この学則は平成17年4月1日から施行する。生徒定員については、第14条の規定にかかわらず平成17年度から平成18年度の間、次の表の通りとする。

学年	年度	17年度	18年度
1 学年	普通科	460	460
	家政科	40	40
2 学年	普通科	500	460
	家政科	50	40
3 学年	普通科	500	500
	家政科	50	50
合計		1,600	1,550

この学則は平成18年4月1日から施行する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。授業料等は「平成19年度以前の入学生については、従前の規定を適用する」こととし、生徒定員については、第14条の規定にかかわらず平成20年度から平成21年度の間、次の表のとおりとする。

学年	年度	20年度	21年度
I 学年	普通科	500	500
	家政科	0	0
2 学年	普通科	460	500
	家政科	40	0
3 学年	普通科	460	460
	家政科	40	40
合計		1,500	1,500

この学則は平成21年4月1日から施行する。

この学則は平成22年4月1日から施行する。

この学則は平成29年4月1日から施行する。

この学則は平成30年4月1日から施行する。

この学則は平成31年4月1日以降の入学生から適用とする（教育課程表の総合的な学習の時間を総合的な探究の時間に変更）。ただし、平成31年3月31日以前の入学者については、従前のおりとする。

平成31年度 教育課程 (平成31年度 入学生徒用)

平成30年 5月16日(水)

教科(科目)		クラス	英数特科			特別進学		
		学年	中学1年	中学2年	中学3年	中学1年	中学2年	中学3年
		学級数 (予定数)	(2クラス)	(2クラス)	(2クラス)	(2クラス)	(2クラス)	(2クラス)
必修教科の授業時間数	国語	140	140	140	140	140	140	
	社会	105	140	140	105	140	140	
	数学	140	140	140	140	140	140	
	理科	140	140	140	140	140	140	
	音楽	45	35	35	45	35	35	
	美術	45	35	35	45	35	35	
	保健体育	105	105	105	105	105	105	
	技術・家庭	70	70	35	70	70	35	
	外国語	140	140	175	140	140	175	
道徳		35	35	35	35	35	35	
特別教育活動		35	35	35	35	35	35	
総合的な学習		50	70	70	50	70	70	
総授業数		1050	1085	1085	1050	1085	1085	



平成31年度 教育課程 (平成30年度 入学生徒用)

平成30年 5月16日(水)

教科(科目)		クラス	英数特科			特別進学		
		学年	中学1年	中学2年	中学3年	中学1年	中学2年	中学3年
		学級数 (予定数)	3クラス	(3クラス)	(3クラス)	2クラス	(2クラス)	(2クラス)
必修教科の授業時間数	国語	140	<b>140</b>	140	140	140	<b>140</b>	140
	社会	105	<b>140</b>	140	105	<b>140</b>	140	
	数学	140	<b>140</b>	140	140	<b>140</b>	140	
	理科	140	<b>140</b>	140	140	<b>140</b>	140	
	音楽	45	<b>35</b>	35	45	<b>35</b>	35	
	美術	45	<b>35</b>	35	45	<b>35</b>	35	
	保健体育	105	<b>105</b>	105	105	<b>105</b>	105	
	技術・家庭	70	<b>70</b>	35	70	<b>70</b>	35	
	外国語	140	<b>140</b>	175	140	<b>140</b>	175	
道徳		35	<b>35</b>	35	35	<b>35</b>	35	
特別教育活動		35	<b>35</b>	35	35	<b>35</b>	35	
総合的な学習		50	<b>70</b>	70	50	<b>70</b>	70	
総授業数		1050	<b>1085</b>	1085	1050	<b>1085</b>	1085	

平成31年度 教育課程 (平成29年度 入学生徒用)

平成30年 5月16日(水)

教科(科目)		クラス	英数特科			特別進学		
		学年	中学1年	中学2年	中学3年	中学1年	中学2年	中学3年
		学級数 (予定数)	2クラス	2クラス	(2クラス)	2クラス	2クラス	(2クラス)
必修教科の授業時間数	国語	140	140	140	140	140	140	
	社会	105	140	140	105	140	140	
	数学	140	140	140	140	140	140	
	理科	140	140	140	140	140	140	
	音楽	45	35	35	45	35	35	
	美術	45	35	35	45	35	35	
	保健体育	105	105	105	105	105	105	
	技術・家庭	70	70	35	70	70	35	
	外国語	140	140	175	140	140	175	
道徳		35	35	35	35	35	35	
特別教育活動		35	35	35	35	35	35	
総合的な学習		50	70	70	50	70	70	
総授業数		1050	1085	1085	1050	1085	1085	